

平成 18 年 2 月 1 日

会 員 各 位

社団法人 東京建設業協会

東京都環境局主催「アスベスト含有建築物の解体時等に係わる飛散防止対策に関する法令及び条例等の改正に関する説明会」への出席方お願いについて

日頃から協会事業にご協力頂きありがとうございます。

東京都環境局では、来る 3 月 1 日からアスベストの飛散防止に係る大気汚染防止法の政省令が一部改正施行されることから、これを受けて都の環境確保条例の改正を予定しております。

このことから、建築物の解体等に携わる事業者を対象に標記説明会の開催に際し、別紙のとおり周知方の依頼がありました。

つきましては、参加ご希望の方は別添「参加申込書」に所要事項ご記入のうえ、協会事務局まで F A X にてご返送下さい。

受講票は発行いたしませんので直接会場にお越し下さい。なお、定員に達した場合はご連絡申し上げます。

問合せ先 社団法人東京建設業協会講習会係
TEL 03-3552-5656
FAX 03-3555-2170

17 環改大第 734 号
平成 18 年 2 月 1 日

社団法人 東京建設業協会
事務局 長 殿

東京都環境局
環境改善部長 梶原秀起

アスベスト含有建築物の解体時等に係わる飛散防止対策に関する
法令及び条例等の改正に関する説明会の開催について

平素より環境行政にご協力頂きありがとうございます。アスベスト含有建築物解体等における飛散防止対策に関しましては、大気汚染防止法の政省令の一部が改正され、平成 18 年 3 月 1 日より施行されます。また、都の環境確保条例におきましても法の政省令改正を受けて改正を予定しております。

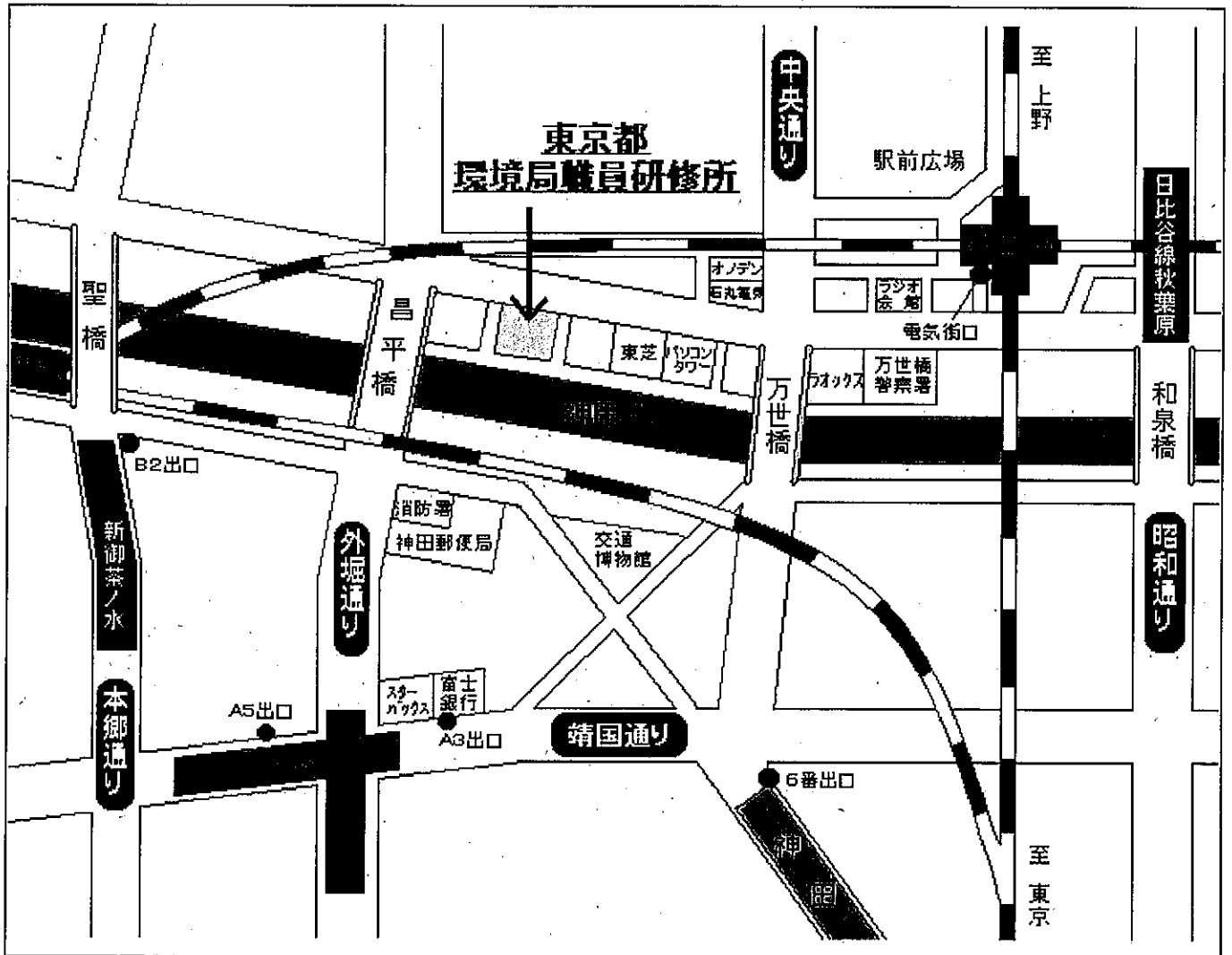
つきましては、法令等の施行を円滑に実施するため、建築物の解体等に携わる事業者の方々に対して、事前説明会を下記のとおり開催いたしますので、貴協会の会員への周知をお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成 18 年 2 月 16 日 (木)
午前の部：10:00～12:00 (定員 120 名)
午後の部：13:30～15:30 (定員 120 名)
- 2 場 所 東京都千代田区外神田 1-1-6
東京都環境局職員研修所 7 階 視聴覚教室
別紙 地図参照 (駐車場がありませんので公共交通機関をご利用下さい)
- 3 説明内容 ①大気汚染防止法政省令の改正について
②環境確保条例の改正について
③その他関係法令 (建築基準法、建設リサイクル法、廃掃法) について
- 4 問合せ先 東京都環境局 環境改善部
大気保全課 大気係
電話 03-5388-3492

東京都環境局職員研修所 案内

電話 03-3251-6990



所在地	東京都千代田区外神田1-1-6 (会場:7階視聴覚室)		
交通	J R	秋葉原駅(電気街口)	徒歩5分
		御茶の水(聖橋口)	徒歩8分
	地下鉄	秋葉原駅(日比谷線)	徒歩10分
		淡路町駅(丸の内線)	
		小川町駅(都営新宿線)	
	新御茶の水(千代田線)		

※研修所内は、飲食厳禁・禁煙となっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。